

広島県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十七年五月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道廿日市佐伯線	廿日市市宮内字向井原三〇六八番一地从から廿日市市宮内字城ヶ谷七二九番一地从先まで	平成二十七年五月十四日